



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 …… (同) …… 四
- 知事指定薬物の指定の失効 …… (福祉保健局健康安全部業務課) …… 五
- 東京都選挙執行規程の一部改正 …… 六
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (二件) …… (主税局課税部課税指導課) …… 六
- 都市計画の図書の縦覧 (二件) …… (都市整備局都市づくり政策部都市計画課) …… 六
- 建設業者に関する告示 …… (都市整備局市街地建築部建設業課) …… 九
- 開発行為に関する工事完了 (二件) …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) …… 九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 九

- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出 …… (下水道局) …… 二
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定 …… (同) …… 三
- 当せん金付証券の発売委託 …… (全国自治宝くじ事務協議会) …… 三

告示

●東京都告示第百四十七号

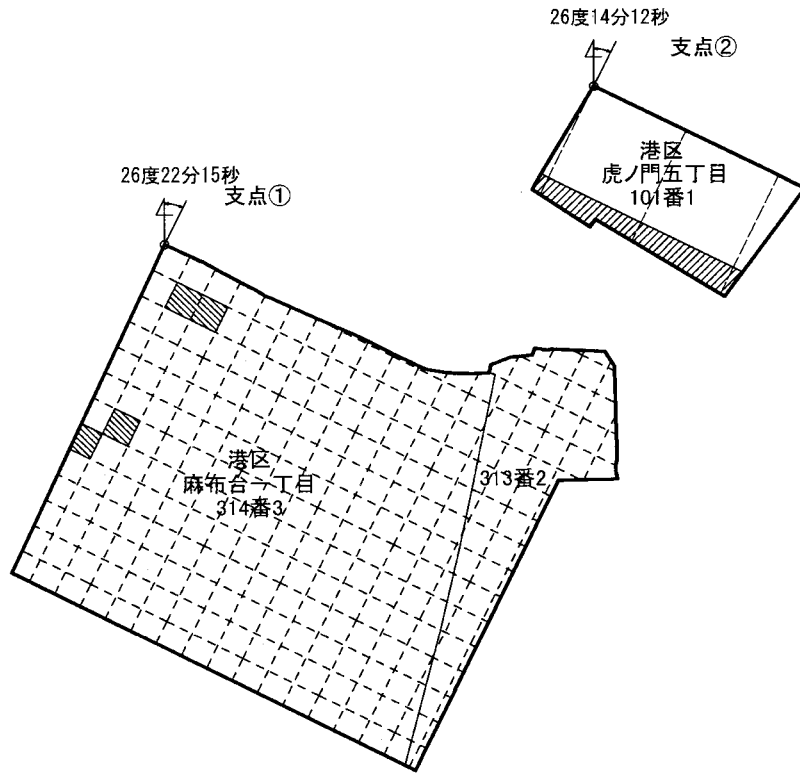
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (港区虎ノ門五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度】

①: 26度22分15秒  
 ②: 26度14分12秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、各敷地境界の最北端とする。

①: 港区麻布台一丁目314番3の最北端とする。  
 ②: 港区虎ノ門五丁目101番1の最北端とする。

【凡例】

----- 単位区画  
 ———— 筆境界  
 ———— 敷地境界

▨ 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)  
 ▨ 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1052号により指定した区域)

●東京都告示第四百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十一日

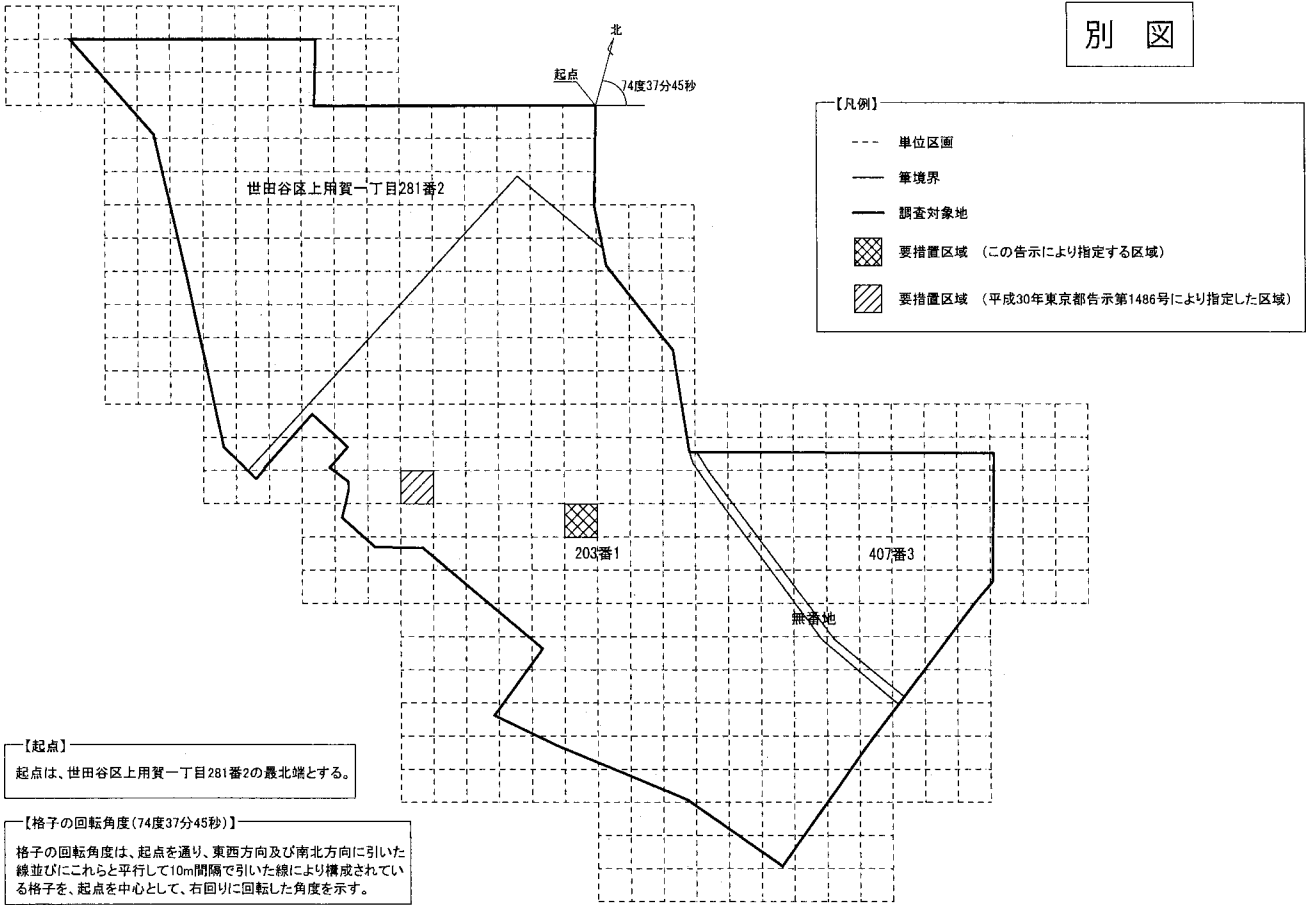
東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区上用賀一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



●東京都告示第百四十九号

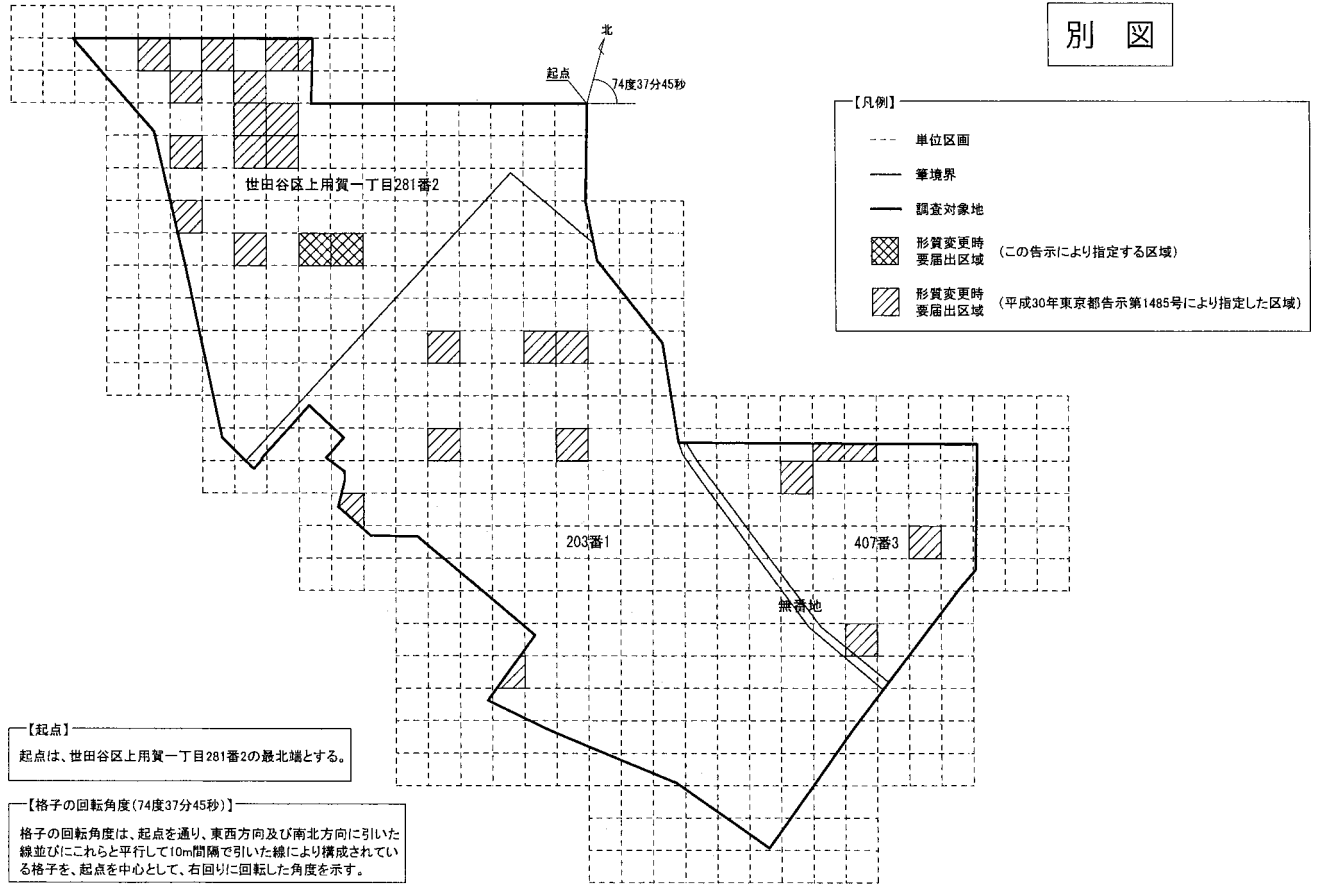
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区上用賀一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



●東京都告示第百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千四百四十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

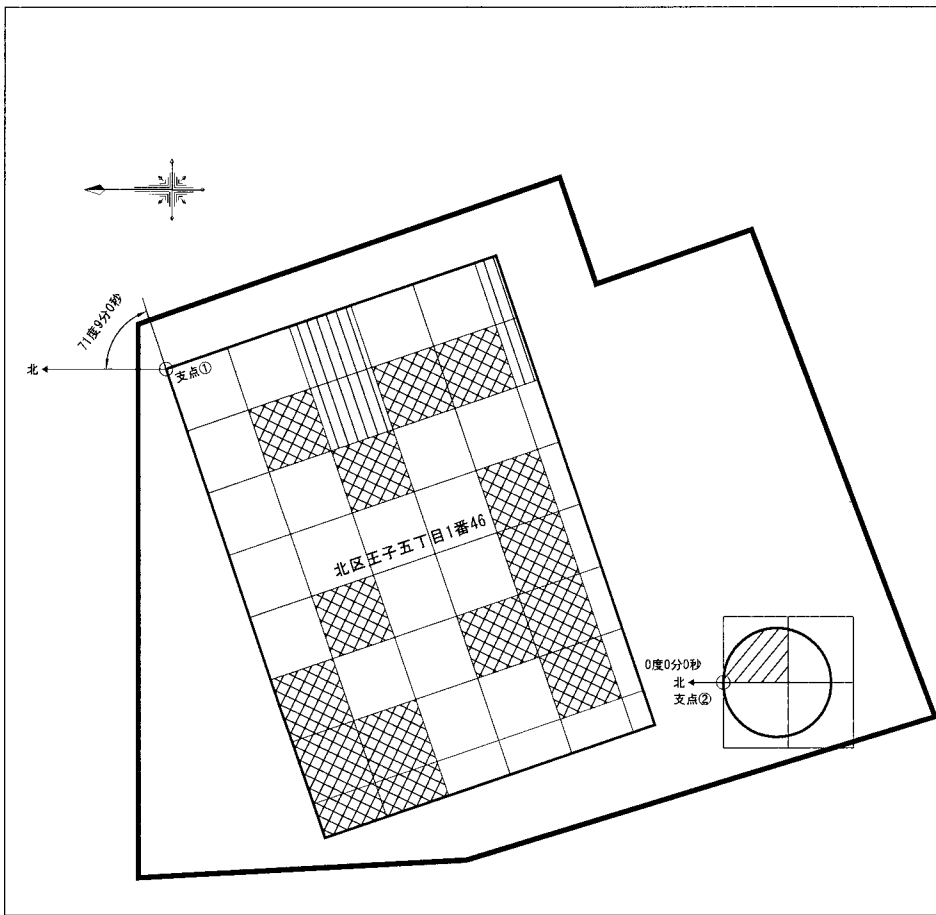
凡例

—	: 単位区画
—	: 調査対象地
—	: 敷地境界及び審境界
▨	: 形質変更時要届出区域 <small>(平成13年厚労省令第14号により指定した区域)</small>
▩	: 形質変更時要届出区域 <small>(平成13年厚労省令第14号により指定した区域)</small>
□	: 指定を解除する区域

支点  
 支点① X座標-26143.827 Y座標-8915.105  
 支点② X座標-26229.795 Y座標-8963.088  
 座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

支点①格子の回転角度(71度9分0秒)  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点②格子の回転角度(0度0分0秒)  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第百五十一号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサニール-1-アミン及びその塩類(通称名三-Me-O-PC-E)

(二) 化学名 1-(4-シアノブチル)-1-N-(ニフェニル)プロパン-2-ニール)-1-ヒピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名CUMYL-4CN-IB7AICA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十五条に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第十一号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和元年六月二十三日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十四号

東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十一日

東京都選挙管理委員会

第十六条第一項第一号中「及び」を「並びに」に改め、「介護老人保健施設」の下に「及び同条第二十九項の介護医療院」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 事業所の所在地 取消年月日

幸洋石油 木本 雅之 板橋区前野町三丁 平成三十一年

株式会社 目三十一番三号 三月三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 事業所の所在地 取消年月日  
株式会社 大沢 良雄 練馬区大泉学園町 平成三十一年  
三良コーポレーション 七丁目十六番二十 四月三十日  
二号

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示  
東京都市計画地 平成三十一年四月十九日港区告示第百八区計画号  
西麻布三丁目  
北東地区地区  
計画  
東京都市計画第 平成三十一年四月十九日港区告示第百九

一種市街地再開 発事業 号

西麻布三丁目  
北東地区第一  
種市街地再開  
発事業

東京都市計画第 平成三十一年三月十五日新宿区告示第二  
一種市街地再開 百七号  
発事業

西新宿三丁目  
西地区第一種  
市街地再開発  
事業

東京都市計画地 平成三十一年三月二十七日新宿区告示第  
二百二十八号  
区計画

上落合中央・  
三丁目地区地  
区計画

東京都市計画地 平成三十一年三月二十二日台東区告示第  
百七十号  
区計画

東上野四・五  
丁目地区地区  
計画

東京都市計画地 平成三十一年三月二十八日中野区告示第  
三十号  
区計画

中野四丁目新  
北口地区地区  
計画

東京都市計画土 平成三十一年三月二十八日中野区告示第  
三十二号  
地区画整理事業

中野四丁目新  
北口駅前土地  
区画整理事業

東京都市計画地 平成三十一年四月一日荒川区告示第百十  
九号  
区計画



<p>東京都市計画公園 第三・三・三十五号宮前公園 平成三十一年四月一日荒川区告示第百二十号</p>	<p>東京都市計画公園 第三・四・五十四号荒川公園 平成三十一年四月一日荒川区告示第百一十一号</p>	<p>東京都市計画駐車場 荒川第三号西日暮里自転車駐車場 平成三十一年四月一日荒川区告示第百一十二号</p>	<p>東京都市計画公園 練馬第二・二・百四十八号大泉学園町六丁目公園 平成三十一年四月二十三日練馬区告示第百二十二号</p>	<p>東京都市計画緑地 第九十九号西本村の森緑地 平成三十一年四月二十三日練馬区告示第百二十三号</p>	<p>東京都市計画地区計画 光が丘地区地区計画 平成三十一年四月二十三日練馬区告示第百二十四号</p>	<p>東京都市計画公園 江戸川第二・二・七十八号北篠崎二丁目公園 平成三十一年三月二十九日江戸川区告示第百二十六号</p>	<p>小金井都市計画公園 第二・二・二十三号三楽公園 平成三十一年四月二十六日小金井市告示第八十五号</p>	<p>小金井都市計画 一団地の住宅施設 小金井本町住宅 令和元年五月二十三日小金井市告示第九十七号</p>	<p>小金井都市計画公園 第二・二・十号本町第一公園 令和元年五月二十三日小金井市告示第九十九号</p>	<p>小金井都市計画公園 第十三号本町第二公園 令和元年五月二十三日小金井市告示第九十九号</p>	<p>小平都市計画公園 第二・二・二十七号小川四番うぐいす公園 平成三十一年三月二十七日小平市告示第六十五号</p>	<p>小平都市計画公園 第二・二・二十八号小川四番馬頭公園 平成三十一年三月二十七日小平市告示第六十六号</p>	<p>小平都市計画緑地 第二号小川四番馬頭緑地 平成三十一年三月二十七日小平市告示第六十六号</p>	<p>国立都市計画市場 第一号東京多摩青果国立市場 平成三十一年三月二十九日国立市告示第七十九号</p>	<p>多摩都市計画用途地域 多摩都市計画高度地区 平成三十一年三月二日稲城市告示第十三号</p>	<p>多摩都市計画防火地域及び準防火地域 多摩都市計画公園 平成三十一年三月二日稲城市告示第十四号</p>	<p>多摩都市計画公園 第二・二・三十四号三反田湧水公園 平成三十一年三月二日稲城市告示第十五号</p>	<p>多摩都市計画公園 第二・二・三十五号焼境公園 平成三十一年三月二日稲城市告示第十五号</p>	<p>多摩都市計画公園 第二・二・三十六号平尾一望公園 平成三十一年三月二日稲城市告示第十五号</p>	<p>多摩都市計画公園 第二・二・三十七号寺谷津公園 平成三十一年三月二日稲城市告示第十六号</p>
--	---	--	--	--	---	---	--	---	--	---	--	--	--	--	--	---	--	---	---	--



第十七号上平尾第一緑地  
 多摩都市計画緑地  
 平成三十一年三月二日稲城市告示第十六号

第十八号上平尾第二緑地

多摩都市計画緑地  
 平成三十一年三月二日稲城市告示第十六号

第十九号上平尾第三緑地

多摩都市計画地区計画  
 平成三十一年三月二日稲城市告示第十七号

上平尾地区地区計画

多摩都市計画地区計画  
 平成三十一年三月二日稲城市告示第十八号

小田良地区地区計画

縦覧場所  
 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 処分をした年月日

令和元年六月七日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代

表者の氏名及び許可番号

株式会社 S E N S E

江戸川区新堀一丁目十六番四号

熊谷 和也

許可なし

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施行、施行の瑕疵に基づく修繕工事の施行等を除く。)

(二) 期間

令和元年六月二十四日から同月二十六日までの三日

間

四 処分の原因となった事実

株式会社 S E N S E は、墨田区内の保育園設備工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第一条の二に定める金額以上となる請負契約を締結した。このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年六月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 住所及び氏名

国立市東四丁目十五番七十及  
 び同番七十一  
 武蔵野市境二丁目二番二  
 号  
 株式会社飯田産業  
 代表取締役 千葉雄二郎

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年六月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 住所及び氏名  
 許可を受けた者の

稲城市大字東長沼字四号千四  
 百三番一から同番四まで、千  
 九十九号  
 西東京市東伏見三丁目六番  
 四百六番一、同番三、同番四、  
 タクトホーム株式会社  
 代表取締役 小寺 一裕  
 同番五の一部及び同番六  
 武蔵野市吉祥寺東町一丁目四  
 百四十五番一  
 千代田区霞が関一丁目四番  
 一号  
 日本土地建物株式会社  
 代表取締役 平松 哲郎

三鷹市井口四丁目三百九番二  
 及び三百十二番七  
 三鷹市深大寺一丁目七番八  
 号  
 株式会社ヒジリ・ホームテ  
 クノ  
 代表取締役 生駒美恵子

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年六月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 クイーンズ伊勢丹杉並桃井店
- 二 店舗所在地 杉並区桃井三丁目五番一号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の店舗所在地 杉並区桃井三丁目十七番二十
- 六 変更後の店舗所在地 杉並区桃井三丁目五番一号
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社エムアイフードスタイル  
ほか二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社エムアイフードスタイル  
ほか三名
- 九 変更日 平成三十一年四月二十六日ほか
- 十 届出日 令和元年五月二十七日

縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

縦覧期間

令和元年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 読売並木通りビル
- 二 店舗所在地 中央区銀座三丁目三番五号
- 三 設置者名 株式会社読売新聞東京本社
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目七番一号
- 五 変更前の店舗名 マロニエ×並木 読売銀座プロジェクト
- 六 変更後の店舗名 読売並木通りビル
- 七 変更前の店舗所在地 中央区銀座三丁目三番三ほか
- 八 変更後の店舗所在地 中央区銀座三丁目三番五号
- 九 変更日 平成三十一年一月二十五日
- 十 届出日 令和元年五月三十一日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 令和元年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 表参道ヒルズ
- 二 店舗所在地 渋谷区神宮前四丁目十二番四号
- 三 設置者名 表参道ヒルズ管理組合
- 四 設置者住所 港区六本木六丁目十番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社キャップほか七十八名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社キャップほか七十二名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ミヤコヤほか十二名
- 八 変更前の小売業者の住所 渋谷区代官山町一番一号GRAVA代官山1F(株式会社COMITAS)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 渋谷区代官山町八番五号DAIKANYAMA8・5BLD.(株式会社COMITAS)ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名 数藤 文雄(株式会社ミヤコヤ)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 高橋 一男(株式会社ミヤコヤ)ほか
- 十二 変更日 平成三十年九月十四日ほか
- 十三 届出日 令和元年五月三十一日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和元年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東

京都条例第十号)に定める休日を除く。  
 十六 縦覧時間  
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年六月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 読売並木通りビル
- 二 店舗所在地 中央区銀座三丁目三番五号
- 三 設置者名 株式会社読売新聞東京本社
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目七番一号
- 五 変更前の開店時刻 午前七時ほか
- 六 変更後の開店時刻 午前七時三十分ほか
- 七 変更前の来客が駐 午前六時四十五分から午後十時ま

車場を利用するこ  
とができる時間帯  
 八 変更後の来客が駐  
車場を利用するこ  
とができる時間帯  
 九 変更日 令和元年六月十九日  
 十 届出日 令和元年五月三十一日  
 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 令和元年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事業者規程(平成十三年東京都水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事業者から次のように変更の届出があつたので、同規程第七条の規定により公告する。

令和元年六月二十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

- 一 商号又は名称を変更した事業者  
 受理年 指定番号 新商号又は旧商号又はは名称 名称 事業所所在地  
 平成三 三三三六 株式会社 株式会社西 狛江市中和  
 十一年 西浦建装 浦建装世田 泉三丁目四

三月十  
二日 谷支店 番十三号

同日 四七六〇 株式会社 株式会社東 練馬区豊玉  
東豊工業 豊工業赤塚 南二丁目二  
営業所 十三番九号

二 事業所の所在地を変更した事業者  
 受理年 指定番号 商号又は 新事業所 旧事業所  
 月日 名称 所在地 所在地  
 平成三 四七六〇 株式会社 練馬区豊玉 板橋区赤塚  
 十一年 東豊工業 南二丁目二 三丁目七番  
 三月十 十三番九号 十二号 第  
 二日 ニューブ 三須田ビル  
 ル豊玉南三 一階  
 〇三号

同日 五四三六 シナネン 港区三田三 港区海岸一  
 株式会社 丁目五番二 丁目四番二  
 開成 十七号 住 十二号  
 友不動産三 田ツインビ  
 ル西館六階

同日 三三三六 株式会社 世田谷区駒 世田谷区駒  
 共同サー 沢三丁目四 沢三丁目一  
 ビス 番十号 番十五号

同日 四八四〇 株式会社 港区高輪四 渋谷区桜丘  
 研空社東 丁目十番八 町二十九番  
 京営業所 号 京急第 二十四号  
 七ビル二階 秀和桜丘レ  
 ジデンス九

同日 四八四〇 株式会社 港区高輪四 渋谷区桜丘  
 研空社東 丁目十番八 町二十九番  
 京営業所 号 京急第 二十四号  
 七ビル二階 秀和桜丘レ  
 ジデンス九

平成三 十一年 三月十 五日	〇九〇九	有限会社 村上工業 所	杉並区井草 二丁目四番 五号	杉並区上井 草一丁目九 番二十四号	〇三号
同月二 十二日	四九六九	根本設備 株式会社 東京支店	足立区塚 町十七番十 九号 マド カ・ヴィレ ッジ塚一 〇五	足立区六町 二丁目二番 二十二号	
同月二 十五日	四七七二	有限会社 山邊組	昭島市緑町 三丁目八番 十一号	東大和市上 北台二丁目 三百六十四 番地の四	
同月二 十七日	五一九〇	あずま設 備工業	渋谷区恵比 寿三丁目三 十七番十三 号 メゾン 大石三〇一	渋谷区広尾 五丁目十一 番十五号	
三 代表者を変更した事業者					
受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新代表者名	旧代表者名	
平成三 十一年 三月四 日	五一二七	株式会社 紅葉丘工 業所	加藤 泰裕	加藤 松壽	
同月七 日	〇〇九九	文化興業 株式会社 東京支店	高橋 俊之	菊地 達郎	
同月八 日	三三七九	齊藤工業 株式会社	齋藤 伸樹	齋藤 彰宏	
同月十 四日	四八四〇	株式会社 研空社東 京営業所	小田 茂幸	及川 修	

同月二 十六日	三二五五	株式会社 関設備工 業	関 伊佐央	関 市郎	
同日	五二七七	株式会社 手塚工業	手塚 良	手塚 正人	
平成三 十一年 三月二 十七日	〇七三四	三栄設備 工業株式 会社	高橋 和清	遠藤 角二	
<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について          東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。          令和元年六月二十一日          東京都下水道局長 和賀井 克 夫</p>					
一 指定した事業者					
指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地		
五五九七	株式会社 沼義興業	沼田 廣一	板橋区南常盤台一丁目三十番十九号		
五五九八	株式会社 長濱水道 設備	小林英礼奈	調布市深大寺南町四丁目二十六番地二十五		
五五九九	九段設備	大島 敬子	千代田区九段北一丁目五番五号 東建ニユーハイツ九段六〇二		
五六〇〇	株式会社 タニムラ	谷村 隆一	豊島区東池袋一丁目三十三番四号 ニュ		

設備	一池袋ハイツ五一〇号室
五六一〇一	株式会社 アクシス
古澤 悠	練馬区向山四丁目九番十五号 ヴィラー
ジュ中村橋二〇七	
二 指定年月日	平成三十一年四月二十四日
雑報	

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和元年六月二十一日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
 二 発売総額及び枚数

第八百一十回全国自治宝くじ  
 二百四十億円 八千万枚  
 （三十億円を一単位（一ユニット）として八単  
 位（八ユニット）。ただし、発売状況により、  
 原則発売総額の百五十パーセントを上限とし  
 てユニット単位で増額する場合があります。）

三 証券金額  
 四 発売期間  
 五 当せん金の総額

一枚三百円  
 令和元年九月二十四日から同年十月十八日まで  
 発売額三十億円に対して十四億一千九百九十  
 万

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して二億一千三百十六万三  
 千三百九十円

八 その他発売経費

発売額三十億円に対して一億九千七百七十一万  
 一千七百五十円

九 受託申請期限

令和元年七月五日

十 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

一 名称  
 二 発売総額及び枚数

第八百一十二回全国自治宝くじ  
 百二十億円 四千万枚  
 （三十億円を一単位（一ユニット）として四単  
 位（四ユニット）。ただし、発売状況により、  
 原則発売総額の百五十パーセントを上限とし  
 てユニット単位で増額する場合があります。）

三 証券金額

一枚三百円

四 発売期間

令和元年九月二十四日から同年十月十八日まで

五 当せん金の総額

発売額三十億円に対して十四億二千万円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して二億一千四百五十九万

八 その他発売経費

二百円  
 発売額三十億円に対して一億九千五百八十五  
 千九百五十円

九 受託申請期限

令和元年七月五日

十 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
(郵送料を含む) 六、六〇円

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

